

市ス文第 615 号  
平成24年 5月29日

さいたま市文化芸術都市創造審議会会長 様

さいたま市長 清水 勇人

文化芸術都市の創造について（諮問）

さいたま市文化芸術都市創造条例第10条の規定により下記のことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

さいたま市における文化芸術都市の創造のための計画及び文化芸術都市の創造に関する施策について

2 諮問理由

別紙のとおり